

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年5月13日
【発行者名】	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 龍 万成
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	出澤 智恵子
【電話番号】	03-5224-3406
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	P C A アジア・インカム・プラス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

PCAアジア・インカム・プラス

ただし、愛称として「アジアンドリーム」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。）

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資契約（後記「(12) その他」をご参照ください。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、受益権の取得申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）および下記の委託会社の照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「アジドリ」と略称で掲載されています。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

(5)【申込手数料】

申込手数料は、2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または前記「(4)発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(6) 【申込単位】

申込単位は、各販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(7) 【申込期間】

平成22年5月14日（金曜日）から平成23年5月12日（木曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、申込代金をお申込みの販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、当ファンドの受託者である住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所については、お申込みの販売会社にご確認ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みは、申込期間中において、シンガポールにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日、またはルクセンブルグにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日を除く販売会社の毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。

お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとします。

ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの取消しを行うこと、またはその両方を行うことができます。

受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。なお、申込代金には利息は付きません。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売を取扱う会社によって異なりますので、ご注意ください。

自動けいぞく投資コースをお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

日本以外の地域における発行
行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事

項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとし、

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われ

ず。

（参考）

投資信託振替制度

ファンドの受益権は、社振法に基づく投資信託振替制度において取扱われ、受益権の発生、消滅、移転はコンピュータシステムにて管理されます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてルクセンブルグ籍外国投資法人「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」（以下「IOF アジアン・エクイティ」という場合があります。）（米ドル建て）のクラスJ投資証券および国内籍証券投資信託「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」（日本円建て）の受益証券（振替受益権を含みます。）に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 資産複合に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」... 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式 ・債券)))	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
資産複合	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他	中南米		
		アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・債券)))」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産(株式および債券)に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年12回(毎月)」... 目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファンド・オブ・ファンズ」... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

「為替ヘッジなし」... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円とします。ただし、受託会社との合意のうえ、この限度額を変更することができます。

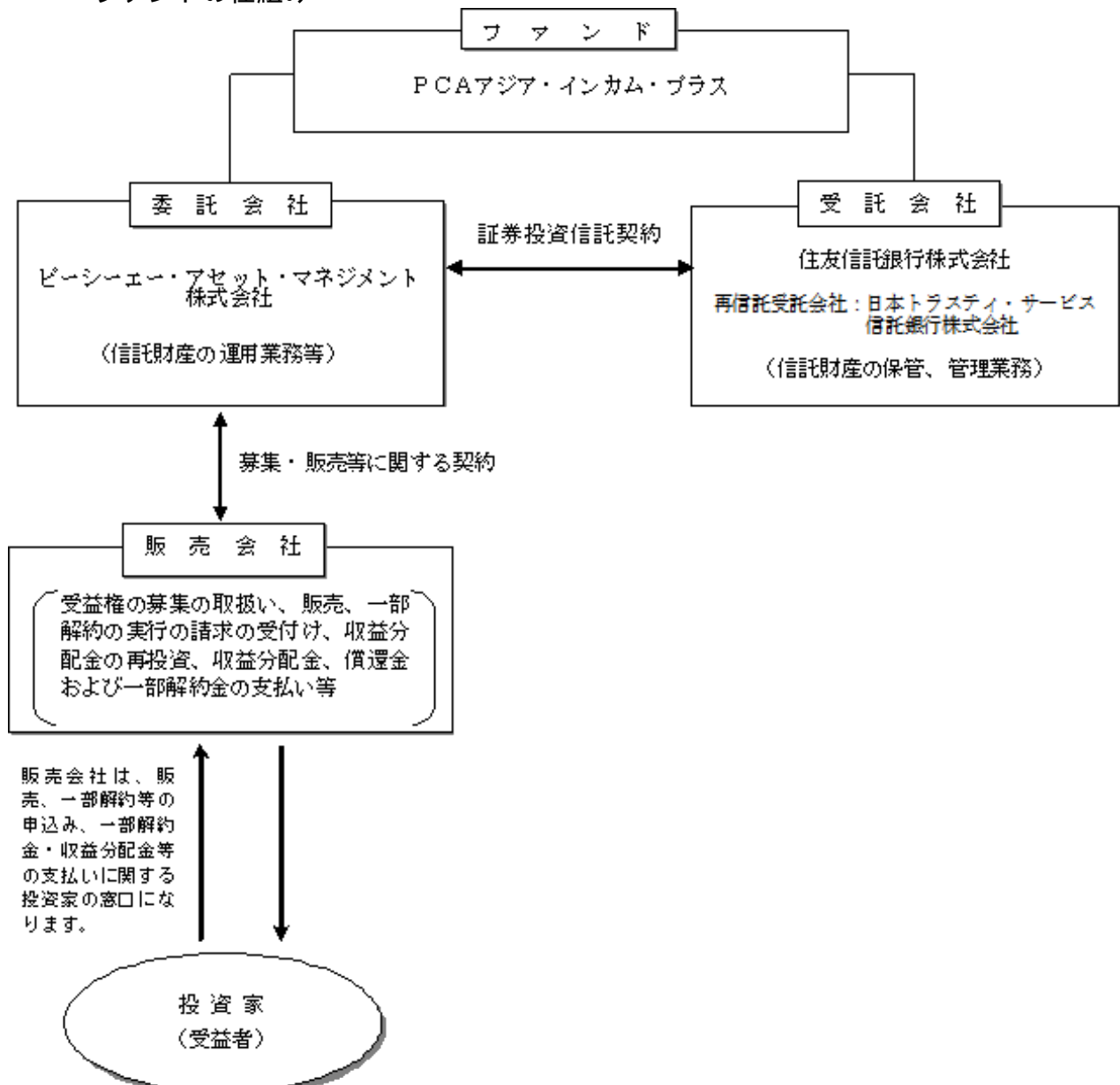
ファンドの特色

1. 実質的に、日本を除くアジアの債券および株式を主要投資対象とします。
 - ・主として日本を除くアジアの債券および株式に実質的に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
 - ・各資産への実質投資割合は、原則としてアジアの株式へ30%程度、アジアの債券へ70%程度とします。
2. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
 - ・アジアの株式に投資するルクセンブルグ籍外国投資法人「IOF アジアン・エクイティ」および国内籍証券投資信託「PCAアジア・ソブリン・ファンド(適格機関投資家専用)」を主要投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。
 - ・実質的に組入れた外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

4. 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。
 - ・原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、決算時に分配が可能な売買益（評価益を含みます。）がある場合は、これを付加して分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



実質投資割合は、原則として「IOFアジア・エクイティ」へ30%程度、「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」へ70%程度とします。

委託会社等およびファンドの関係法人

- a. 委託会社：ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b. 受託会社：住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
- c. 販売会社：
当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- a. 受託会社と締結している契約
「証券投資信託契約」が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
- b. 販売会社と締結している契約
「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金の額
平成22年2月末日現在 資本金 649.5百万円
- b. 委託会社の沿革
平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
平成12年 1月 投資顧問業の登録
平成12年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
平成12年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得
平成14年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成19年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
- c. 大株主の状況（平成22年2月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市 ローレンス・パウ ニー・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

（注）ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッドは、英国で設立されたブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の间接子会社です。最終親会社およびその関連会社は、世界有数の金融サービスグループとして、世界各国で保険やその他の金融サービス事業を展開しています。160年以上の歴史を持ち2009年12月31日現在その運用資産は2,900億ポンド（約43兆円、1ポンド＝149.22円）にのぼります。最終親会社およびブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッドは、主に米国で事業を展開しているブルデンシャルファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

当社グループのシンボル、ブルーデンス（思慮分別を司る女神）は、伝統的な価値観と未来への希望を象徴しています。

グループのシンボルマークの意味
 〈鏡〉自己の真実を直視する能力
 〈矢〉熟練した射手の自信
 〈蛇〉思慮深さ、心づかい、安全



2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

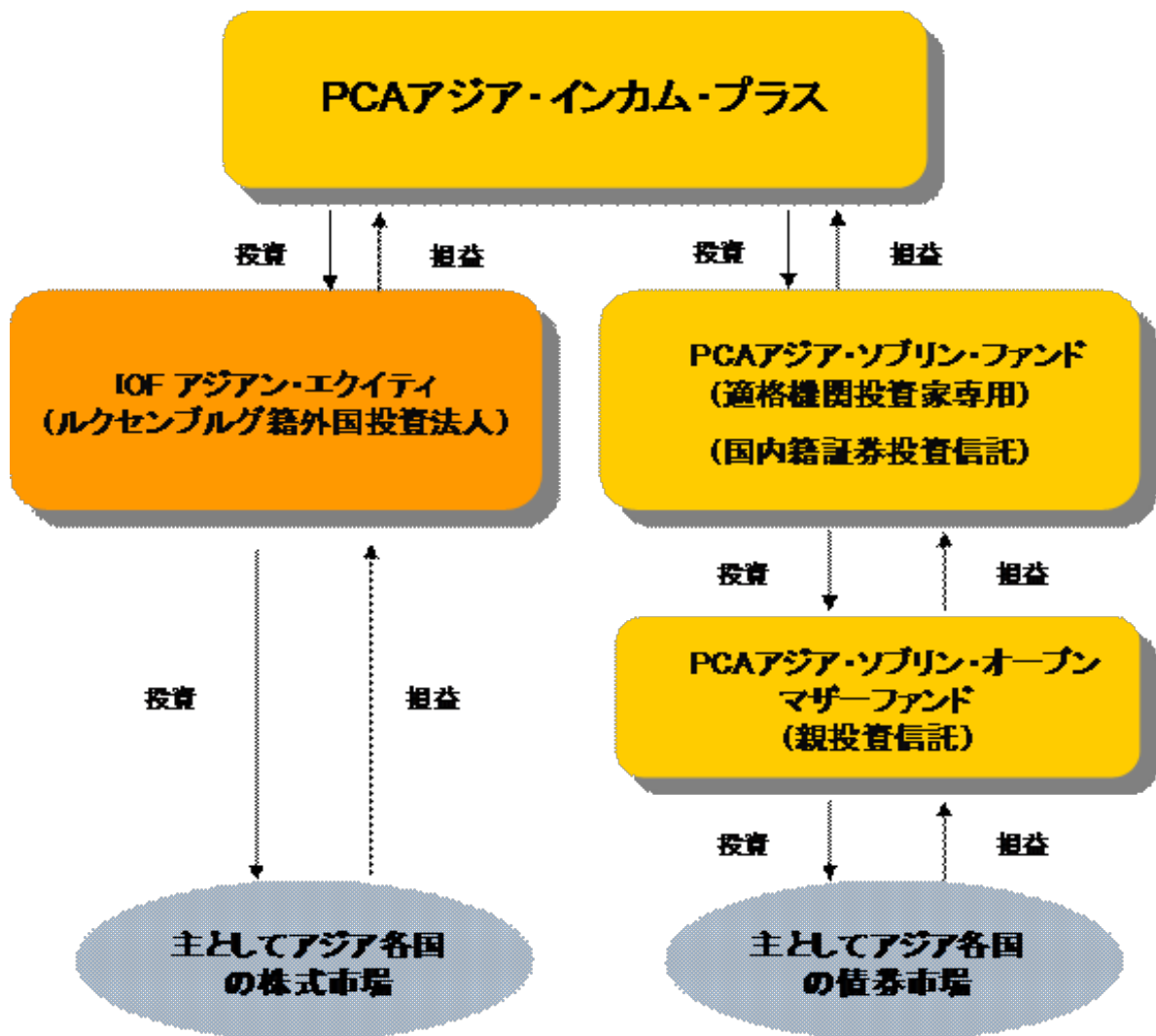
a. 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

1. ルクセンブルグ籍外国投資法人「IOF アジアン・エクイティ」（米ドル建て）のクラスJ投資証券
2. 国内籍証券投資信託「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替受益権を含みます。）

主に、「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資を行います。

b. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

c. 償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



※実質投資割合は、原則として「IOF アジアン・エクイティ」へ30%程度、「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」へ70%程度とします。

<主要投資対象ファンドの概要>

1. IOF アジアン・エクイティ

ファンド名	International Opportunities Funds - Asian Equity ClassJ (インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ クラスJ)	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、日本を除くアジア・パシフィック地域の企業の株式に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	日本を除くアジア・パシフィック地域（韓国、台湾、香港、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、中国、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド）の企業の株式等を主要投資対象とします。	
ベンチマーク	MSCI AC Asia ex-Japan Index	
ファンドの関係法人	運用会社	プルーデンシャル・アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド ^(注) (以下「PAMS」といいます。)
	管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク (ルクセンブルグ) S. A.
ファンドの特徴	<ol style="list-style-type: none"> 主として、日本を除くアジア・パシフィック地域の企業の株式に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 定量分析によるスクリーニングと企業訪問等による定性分析をもとに、銘柄選択を行います。 国別および業種別のスペシャリストが異なる視点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。 原則として、為替ヘッジは行いません。 	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.325%
	管理報酬等	年率0.1%程度（概算値であり、純資産総額等により変動します。）
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等はファンドが負担します。	
設立日	平成19年3月22日	
決算日	毎年12月31日	

MSCI指数のデータはMSCI Inc. が算出しており、その知的所有権はMSCI Inc. にあります。

2. PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	
形態	国内籍証券投資信託 / 適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
運用の基本方針	日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。	
主な投資対象	PCAアジア・ソブリン・オープン マザーファンドを主要投資対象とします。	
ファンドの関係法人	委託会社	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
	マザーファンドの投資顧問会社	PAMS
	受託会社	住友信託銀行株式会社
ファンドの特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1. PCAアジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建債券に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。 2. 実質的に組入れる債券の種類は、原則として、政府、政府機関および国際機関の発行する債券とします。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の債券に実質的に投資を行う場合があります。 3. 原則として、アジアの現地通貨建債券に実質的に投資を行います。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の通貨建ての債券に実質的に投資を行う場合があります。 4. 原則として、為替ヘッジは行いません。 5. 委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を、PAMSに委託します。 	
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.294%（税抜0.28%）
	このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等はファンドが負担します。	
信託設定日	平成19年4月2日	
決算日	毎月11日（休業日の場合は翌営業日とします。）	

（注）プルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、英国で設立されたプルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の间接子会社です。最終親会社およびその関連会社は、世界有数の金融サービスグループとして、世界各国で保険やその他の金融サービス事業を展開しています。160年以上の歴史を持ち、2009年12月31日現在その運用資産は2,900億ポンド（約43兆円、1ポンド＝149.22円）にのぼります。最終親会社およびプルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、主に米国で事業を展開しているプルーデンシャルファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権（上記イおよび下記ハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてルクセンブルグ籍外国投資法人「I O F アジアン・エクイティ」（米ドル建て）のクラスJ投資証券および国内籍証券投資信託「P C Aアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替受益権を含みます。）に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．の証券または証書の性質を有するもの

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

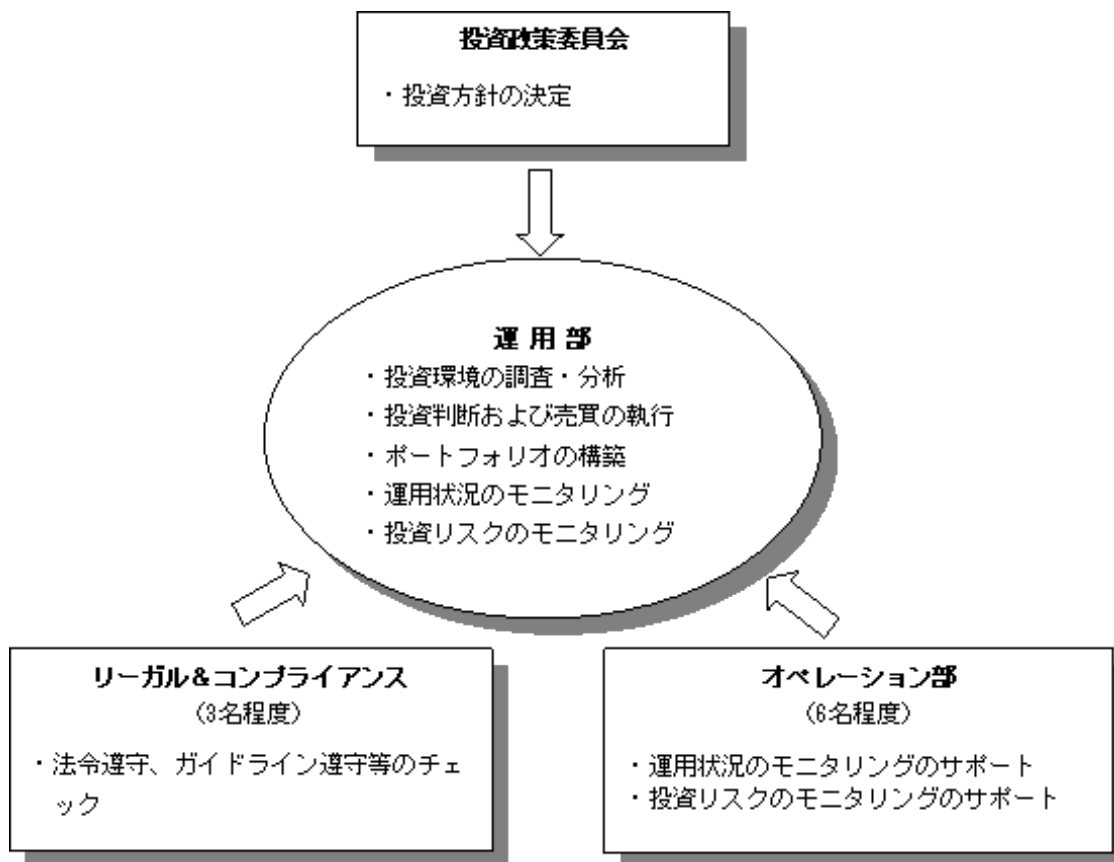
4．手形割引市場において売買される手形

ただし、上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 1．から 4．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 投資政策委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資政策委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
3. 運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

なお、当ファンドの運用体制は平成22年2月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第2期決算時（平成19年6月15日）以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．収益分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、決算時に分配が可能な売買益（評価益を含みます。）がある場合は、これを付加して分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- 3．留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- 1．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b．売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 2．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限は以下の通りです。

- 1．投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2．外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3．株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。
- 4．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

5．外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。

6．資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- c．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d．借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、値動きのある投資信託証券を主要投資対象としており、投資する投資信託証券等の価額の変動により、当ファンドの基準価額は影響を受け投資元本を割込むことがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

2. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式に投資しますので、株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

3. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

4. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

5. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

6. カントリーリスク

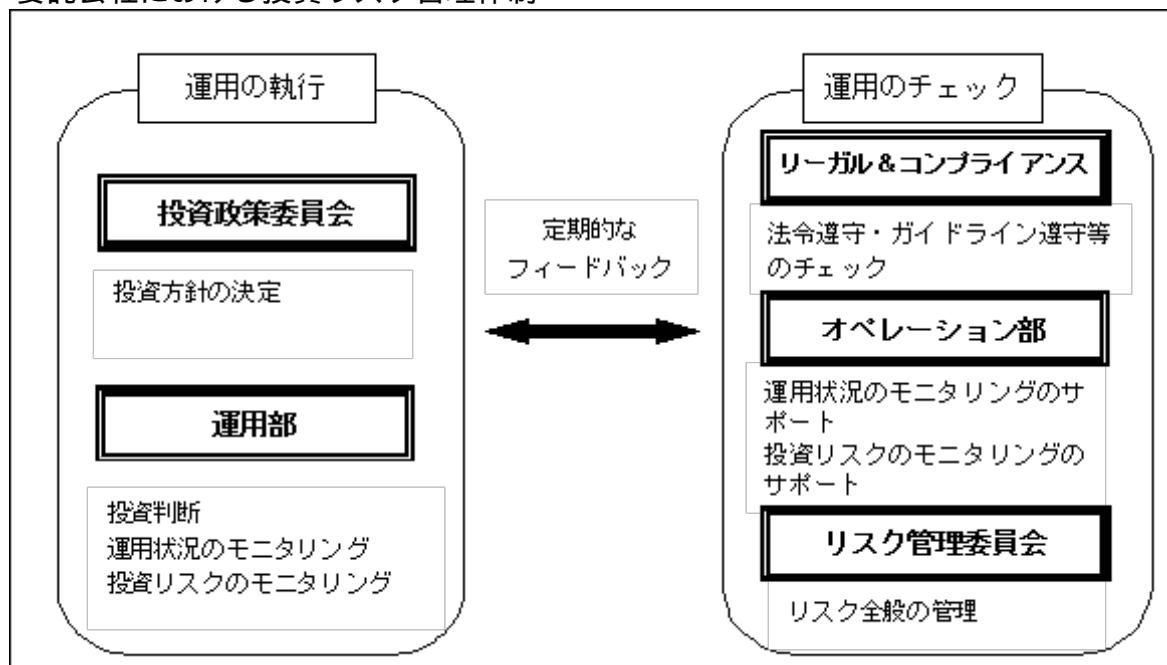
一般に、エマージング・カントリーへの投資は先進主要国の市場と比較して、市場規模が小さく流動性の低い市場も含まれるため、株式および債券の値動きが大きくなる傾向があります。また、先進主要国の経済と比較して当該国・地域の経済は脆弱である可能性があるため、インフレ、国際収支、政治・社会不安の悪化等が株式および債券市場や為替市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいものになることが予想されます。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として日本を除くアジアの株式および債券に投資を行います。そのため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度等の変更により市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制が設けられた際には、基準価額の下落要因となる可能性があります。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

2. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。
 3. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
 4. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
 5. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- (3) 投資リスクに対する管理体制等
当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

・委託会社における投資リスク管理体制



- ・投資政策委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守、利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、各担当部長が、リスク管理委員会等に報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成22年2月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて純資産総額に対し、年率1.2915%（税抜1.23%）を乗じて得た額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、各販売会社の取扱純資産残高に応じて以下の通りです。

	各販売会社の 取扱純資産残高のうち 100億円以下の部分	各販売会社の 取扱純資産残高のうち 100億円超200億円以下の部分	各販売会社の 取扱純資産残高のうち 200億円超の部分
委託会社	年率 0.5250% (税抜 0.50%)	年率 0.4725% (税抜 0.45%)	年率 0.4200% (税抜 0.40%)
販売会社	年率 0.7350% (税抜 0.70%)	年率 0.7875% (税抜 0.75%)	年率 0.8400% (税抜 0.80%)
受託会社	年率 0.0315% (税抜 0.03%)		

信託報酬は、毎計算期間の終了時および信託の終了時に信託財産中から支払われます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を含めた実質的な信託報酬率は、年1.6248%程度です。ただし、当該信託報酬率は概算であり、投資信託証券の組入状況等により変動します。

<投資対象とする投資信託証券の信託報酬等>

ファンド名	信託報酬等
IOF アジアン・エクイティ クラスJ	年0.425%程度*
PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	年0.294%（税抜0.28%）

*概算値であり、純資産総額等により変動します。

上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等はファンドが負担します。なお、申込手数料はありません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託者が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から受取り、委託者の責任において、実際の支払いに充当します。

外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

上記（4）に掲げる「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドにかかる上記（1）から（4）に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）は、譲渡所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

源泉徴収選択口座を利用している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7%（所得税7%、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収が行われます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は15%（所得税15%、地方税の徴収はありません。）となる予定です。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

上記の内容は平成22年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

税制の内容の詳細につきましては、税務の専門家までお問合せください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年2月26日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,283,299,149	69.85
投資証券	ルクセンブルグ	508,181,966	27.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	45,660,518	2.49
合計（純資産総額）	-	1,837,141,633	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年2月26日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	P C A アジア・ソブ リン・ファンド（適 格機関投資家専用）	1,692,113,857	0.7605	1,286,852,588	0.7584	1,283,299,149	69.85
ルクセン ブルグ	投資証券	インターナショナル・オ ポチュニティーズ・ファン ズ - アジアン・エク イティ クラスJ	545,184.226	935.52	510,034,688	932.12	508,181,966	27.66

種類別投資比率（平成22年2月26日現在）

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	69.85
投資証券	27.66
合計	97.51

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】（平成22年2月26日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】（平成22年2月26日現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年2月26日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期	(平成19年 5月15日)	1,534	1,534	1.0537	1.0537
第2期	(平成19年 6月15日)	2,021	2,037	1.0590	1.0675
第3期	(平成19年 7月17日)	2,723	2,744	1.0793	1.0878
第4期	(平成19年 8月15日)	3,119	3,146	1.0052	1.0137
第5期	(平成19年 9月18日)	3,353	3,370	0.9986	1.0036
第6期	(平成19年10月15日)	3,671	3,688	1.0756	1.0806
第7期	(平成19年11月15日)	3,557	3,575	1.0175	1.0225
第8期	(平成19年12月17日)	3,595	3,613	1.0206	1.0256
第9期	(平成20年 1月15日)	3,463	3,481	0.9781	0.9831
第10期	(平成20年 2月15日)	3,392	3,409	0.9672	0.9722
第11期	(平成20年 3月17日)	2,995	3,012	0.8523	0.8573
第12期	(平成20年 4月15日)	3,168	3,186	0.8971	0.9021
第13期	(平成20年 5月15日)	3,197	3,215	0.9057	0.9107
第14期	(平成20年 6月16日)	3,100	3,114	0.8769	0.8809
第15期	(平成20年 7月15日)	2,986	3,000	0.8474	0.8514
第16期	(平成20年 8月15日)	3,057	3,071	0.8703	0.8743
第17期	(平成20年 9月16日)	2,703	2,717	0.7722	0.7762
第18期	(平成20年10月15日)	2,428	2,442	0.7002	0.7042
第19期	(平成20年11月17日)	2,069	2,083	0.5985	0.6025
第20期	(平成20年12月15日)	2,071	2,085	0.6009	0.6049
第21期	(平成21年 1月15日)	2,043	2,053	0.5939	0.5969
第22期	(平成21年 2月16日)	2,037	2,047	0.5929	0.5959
第23期	(平成21年 3月16日)	2,019	2,029	0.6111	0.6141
第24期	(平成21年 4月15日)	2,213	2,223	0.6735	0.6765
第25期	(平成21年 5月15日)	2,253	2,263	0.6877	0.6907
第26期	(平成21年 6月15日)	2,376	2,386	0.7307	0.7337
第27期	(平成21年 7月15日)	2,212	2,222	0.6932	0.6962
第28期	(平成21年 8月17日)	2,301	2,310	0.7251	0.7281
第29期	(平成21年 9月15日)	2,245	2,250	0.7116	0.7131
第30期	(平成21年10月15日)	2,191	2,196	0.7278	0.7293
第31期	(平成21年11月16日)	2,082	2,086	0.7233	0.7248
第32期	(平成21年12月15日)	2,006	2,010	0.7182	0.7197
第33期	(平成22年 1月15日)	2,026	2,030	0.7571	0.7586
第34期	(平成22年 2月15日)	1,866	1,870	0.7192	0.7207
	平成21年 2月末日	2,056	-	0.6029	-
	平成21年 3月末日	2,100	-	0.6377	-
	平成21年 4月末日	2,204	-	0.6709	-
	平成21年 5月末日	2,329	-	0.7118	-
	平成21年 6月末日	2,289	-	0.7141	-
	平成21年 7月末日	2,354	-	0.7403	-
	平成21年 8月末日	2,254	-	0.7100	-
	平成21年 9月末日	2,200	-	0.7173	-
	平成21年10月末日	2,122	-	0.7212	-
	平成21年11月末日	1,990	-	0.6989	-
	平成21年12月末日	2,030	-	0.7421	-
	平成22年 1月末日	1,878	-	0.7195	-
	平成22年 2月末日	1,837	-	0.7152	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成19年 3月30日 至 平成19年 5月15日	0.0000
第2期	自 平成19年 5月16日 至 平成19年 6月15日	0.0085
第3期	自 平成19年 6月16日 至 平成19年 7月17日	0.0085
第4期	自 平成19年 7月18日 至 平成19年 8月15日	0.0085
第5期	自 平成19年 8月16日 至 平成19年 9月18日	0.0050
第6期	自 平成19年 9月19日 至 平成19年10月15日	0.0050
第7期	自 平成19年10月16日 至 平成19年11月15日	0.0050
第8期	自 平成19年11月16日 至 平成19年12月17日	0.0050
第9期	自 平成19年12月18日 至 平成20年 1月15日	0.0050
第10期	自 平成20年 1月16日 至 平成20年 2月15日	0.0050
第11期	自 平成20年 2月16日 至 平成20年 3月17日	0.0050
第12期	自 平成20年 3月18日 至 平成20年 4月15日	0.0050
第13期	自 平成20年 4月16日 至 平成20年 5月15日	0.0050
第14期	自 平成20年 5月16日 至 平成20年 6月16日	0.0040
第15期	自 平成20年 6月17日 至 平成20年 7月15日	0.0040
第16期	自 平成20年 7月16日 至 平成20年 8月15日	0.0040
第17期	自 平成20年 8月16日 至 平成20年 9月16日	0.0040
第18期	自 平成20年 9月17日 至 平成20年10月15日	0.0040
第19期	自 平成20年10月16日 至 平成20年11月17日	0.0040
第20期	自 平成20年11月18日 至 平成20年12月15日	0.0040
第21期	自 平成20年12月16日 至 平成21年 1月15日	0.0030
第22期	自 平成21年 1月16日 至 平成21年 2月16日	0.0030
第23期	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 3月16日	0.0030
第24期	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 4月15日	0.0030
第25期	自 平成21年 4月16日 至 平成21年 5月15日	0.0030

第26期	自 平成21年 5月16日 至 平成21年 6月15日	0.0030
第27期	自 平成21年 6月16日 至 平成21年 7月15日	0.0030
第28期	自 平成21年 7月16日 至 平成21年 8月17日	0.0030
第29期	自 平成21年 8月18日 至 平成21年 9月15日	0.0015
第30期	自 平成21年 9月16日 至 平成21年10月15日	0.0015
第31期	自 平成21年10月16日 至 平成21年11月16日	0.0015
第32期	自 平成21年11月17日 至 平成21年12月15日	0.0015
第33期	自 平成21年12月16日 至 平成22年 1月15日	0.0015
第34期	自 平成22年 1月16日 至 平成22年 2月15日	0.0015

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自平成19年 3月30日 至平成19年 5月15日	5.4
第2期	自平成19年 5月16日 至平成19年 6月15日	1.3
第3期	自平成19年 6月16日 至平成19年 7月17日	2.7
第4期	自平成19年 7月18日 至平成19年 8月15日	6.1
第5期	自平成19年 8月16日 至平成19年 9月18日	0.2
第6期	自平成19年 9月19日 至平成19年10月15日	8.2
第7期	自平成19年10月16日 至平成19年11月15日	4.9
第8期	自平成19年11月16日 至平成19年12月17日	0.8
第9期	自平成19年12月18日 至平成20年 1月15日	3.7
第10期	自平成20年 1月16日 至平成20年 2月15日	0.6
第11期	自平成20年 2月16日 至平成20年 3月17日	11.4
第12期	自平成20年 3月18日 至平成20年 4月15日	5.8
第13期	自平成20年 4月16日 至平成20年 5月15日	1.5
第14期	自平成20年 5月16日 至平成20年 6月16日	2.7
第15期	自平成20年 6月17日 至平成20年 7月15日	2.9
第16期	自平成20年 7月16日 至平成20年 8月15日	3.2
第17期	自平成20年 8月16日 至平成20年 9月16日	10.8
第18期	自平成20年 9月17日 至平成20年10月15日	8.8
第19期	自平成20年10月16日 至平成20年11月17日	14.0
第20期	自平成20年11月18日 至平成20年12月15日	1.1
第21期	自平成20年12月16日 至平成21年 1月15日	0.7
第22期	自平成21年 1月16日 至平成21年 2月16日	0.3
第23期	自平成21年 2月17日 至平成21年 3月16日	3.6
第24期	自平成21年 3月17日 至平成21年 4月15日	10.7
第25期	自平成21年 4月16日 至平成21年 5月15日	2.6

第26期	自 平成21年 5月16日 至 平成21年 6月15日	6.7
第27期	自 平成21年 6月16日 至 平成21年 7月15日	4.7
第28期	自 平成21年 7月16日 至 平成21年 8月17日	5.0
第29期	自 平成21年 8月18日 至 平成21年 9月15日	1.7
第30期	自 平成21年 9月16日 至 平成21年10月15日	2.5
第31期	自 平成21年10月16日 至 平成21年11月16日	0.4
第32期	自 平成21年11月17日 至 平成21年12月15日	0.5
第33期	自 平成21年12月16日 至 平成22年 1月15日	5.6
第34期	自 平成22年 1月16日 至 平成22年 2月15日	4.8

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、シンガポールにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日、またはルクセンブルグにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。
お申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

3. 受益権の販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの取消しを行うこと、またはその両方を行うことができます。
5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。
収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。
「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。
「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をする時は、振替受益権をもって行うものとします。
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
ただし、一部解約の実行の請求日が、シンガポールにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日、またはルクセンブルグにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金^{*}として控除した価額（解約価額）とします。一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。
^{*} 信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資家と償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。
3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記1.による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4.により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記2.に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主な投資対象資産の評価方法 >

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「アジドリ」と略称で掲載されています。

< 照会先 >

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は平成19年3月30日から平成29年3月15日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、下記「(5) その他 1. 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4) 計算期間

計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5) その他

1. 信託の終了

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a. にかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- c．上記b．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d．上記c．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記a．の信託契約の解約をしません。
- e．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f．上記c．からe．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2．信託約款の変更」d．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i．受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合もしくは委託会社または受益者からの請求を受けて裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2．信託約款の変更」a．からe．までの規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ## 2．信託約款の変更
- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b．委託会社は、上記a．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c．上記b．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d．上記c．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a．の信託約款の変更をしません。
- e．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f．委託会社は、監督官庁からの命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記a．からe．までの規定を準用します。
- ## 3．公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5．運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は、6ヵ月ごと（毎年2月および8月の決算時）に有価証券報告書を3ヵ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、6ヵ月ごと（毎年2月および8月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。

6．反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

7．関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

1．収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

2．受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

3．帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「1 財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「1 財務諸表」に添付されております。

PCAアジア・インカム・プラス
1【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成21年8月17日現在)	当特定期間 (平成22年2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	242,813	231,237
コール・ローン	65,205,043	59,197,377
投資信託受益証券	1,573,094,732	1,296,795,064
投資証券	677,962,604	513,798,781
未収配当金	-	4,262,968
未収利息	89	81
流動資産合計	2,316,505,281	1,874,285,508
資産合計	2,316,505,281	1,874,285,508
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,520,700	3,893,164
未払解約金	2,276,059	643,234
未払受託者報酬	66,142	51,164
未払委託者報酬	2,645,659	2,046,494
その他未払費用	735,000	1,035,000
流動負債合計	15,243,560	7,669,056
負債合計	15,243,560	7,669,056
純資産の部		
元本等		
元本	3,173,566,780	2,595,442,833
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	872,305,059	728,826,381
(分配準備積立金)	60,601,753	42,711,973
元本等合計	2,301,261,721	1,866,616,452
純資産合計	2,301,261,721	1,866,616,452
負債純資産合計	2,316,505,281	1,874,285,508

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間	当特定期間
	自平成21年2月17日 至平成21年8月17日	自平成21年8月18日 至平成22年2月15日
営業収益		
受取配当金	35,135,728	27,691,516
受取利息	14,552	12,865
有価証券売買等損益	461,251,351	29,422,390
為替差損益	10,579,448	31,425,547
その他収益	1,120,168	-
営業収益合計	508,101,247	25,701,224
営業費用		
受託者報酬	349,942	329,886
委託者報酬	13,997,575	13,195,242
その他費用	979,465	1,310,535
営業費用合計	15,326,982	14,835,663
営業利益	492,774,265	10,865,561
経常利益	492,774,265	10,865,561
当期純利益	492,774,265	10,865,561
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,317,683	1,526,429
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,399,324,223	872,305,059
剰余金増加額又は欠損金減少額	106,680,479	164,940,702
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	106,680,479	164,940,702
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,655,926	5,132,878
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,655,926	5,132,878
分配金	58,461,971	25,668,278
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	872,305,059	728,826,381

< 注記表 >

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p style="text-align: center;">前特定期間 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日</p>	<p style="text-align: center;">当特定期間 自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券及び投資証券につきましては、以下の通り原則として時価で評価しております。 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>	<p>2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 同左</p>
<p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。 計算期間末日の取扱い 平成21年8月15日が休業日のため、信託約款第31条より、当計算期間末日を平成21年8月17日としております。</p>	<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 同左 -</p>

（参考情報）

当ファンドは、「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券および「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」のクラスJ投資証券を主要投資対象としております。

これらの投資信託および外国投資法人の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」は、国内籍の投資信託です。同投資信託は平成22年2月12日に監査対象期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けております。

「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」は、ルクセンブルグ籍の外国投資法人です。同外国投資法人は、平成21年12月31日に計算期間が終了いたしました。監査未了のため有価証券明細表のみを開示いたします。

「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

1 貸借対照表

区 分	注記 番号	前特定期間 (平成21年8月11日現在)	当特定期間 (平成22年2月12日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,618,779,333	1,295,750,956
未収入金		868,190	834,318
流動資産合計		1,619,647,523	1,296,585,274
資産合計		1,619,647,523	1,296,585,274
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		5,168,533	4,262,968
未払受託者報酬		26,390	23,970
未払委託者報酬		343,050	311,598
その他未払費用		498,750	498,750
流動負債合計		6,036,723	5,097,286
負債合計		6,036,723	5,097,286
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	2,067,413,237	1,705,187,461
剰余金			
期末欠損金	3	453,802,437	413,699,473
(うち分配準備積立金)		(18,612,969)	(15,504,978)
剰余金合計		453,802,437	413,699,473
元本等合計		1,613,610,800	1,291,487,988
純資産合計		1,613,610,800	1,291,487,988
負債・純資産合計		1,619,647,523	1,296,585,274

2 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前特定期間	当特定期間
		自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日	自 平成21年8月12日 至 平成22年2月12日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益	2		
受取利息		54	27
有価証券売買等損益		230,111,182	16,746,344
営業収益合計		230,111,236	16,746,317
営業費用			
受託者報酬		161,352	156,169
委託者報酬		2,097,463	2,030,076
その他費用		498,750	498,750
営業費用合計		2,757,565	2,684,995
営業利益金額		227,353,671	-
営業損失金額	-	19,431,312	
経常利益金額	227,353,671	-	
経常損失金額	-	19,431,312	
当期純利益金額	227,353,671	-	
当期純損失金額	-	19,431,312	
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	-	305,481	
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	433,666	-	
期首欠損金	671,012,792	453,802,437	
欠損金減少額	37,301,351	87,531,269	
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(37,301,351)	(87,531,269)	
欠損金増加額	12,742,617	-	
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(12,742,617)	(-)	
分配金	35,135,716	27,691,512	
期末欠損金	453,802,437	413,699,473	
	1		

< 注記表 >

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

前特定期間 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日	当特定期間 自 平成21年8月12日 至 平成22年2月12日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	1．有価証券の評価基準及び評価方法 同左
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 -	2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 計算期間末日の取扱い 平成22年2月11日が休業日のため、信託約款第40条より、当計算期間末日を平成22年2月12日としております。

「P C Aアジア・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

1 貸借対照表

区 分	(平成21年8月11日現在)	(平成22年2月12日現在)
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	376,045,340	60,695,006
金銭信託	-	376,270
コール・ローン	264,374,255	327,159,732
国債証券	5,058,395,322	8,240,427,830
派生商品評価勘定	27,676	-
未収入金	53,782,912	-
未収利息	65,139,114	88,879,834
前払費用	5,305,937	20,549,468
流動資産合計	5,823,070,556	8,738,088,140
資産合計	5,823,070,556	8,738,088,140
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	116,000	-
未払金	81,828,423	-
未払解約金	868,190	834,318
流動負債合計	82,812,613	834,318
負債合計	82,812,613	834,318
純資産の部		
元本等		
元本	5,518,487,077	8,476,112,307
剰余金		
剰余金又は欠損金()	221,770,866	261,141,515
剰余金合計	221,770,866	261,141,515
元本等合計	5,740,257,943	8,737,253,822
純資産合計	5,740,257,943	8,737,253,822
負債・純資産合計	5,823,070,556	8,738,088,140

「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」の
状況

有価証券明細表（平成22年2月12日現在）

通貨	種類	名称	株数	評価単価	評価金額
香港ドル	株式	AAC Acoustic Technologies Holdings, Inc.	11,070,000	12.20	135,054,000.00
		Bank of China Ltd “H”	48,950,000	3.81	186,499,500.00
		China Construction Bank Co “H”	9,241,000	5.96	55,076,360.00
		China Mobile (Hong Kong) Ltd	1,121,500	75.70	84,897,550.00
		China Pacific Insurance (Group) Co Ltd “H”	4,269,000	32.20	137,461,800.00
		China Petroleum & Chemical Corp. “H”	9,156,000	5.92	54,203,520.00
		China Resources Power Holdings Co Ltd	4,520,000	15.74	71,144,800.00
		China Shanshui Cement Group	22,003,000	4.34	95,493,020.00
		China Unicom (Hong Kong) Ltd	16,280,408	8.90	144,895,631.20
		China Zhongwang Holdings Ltd	15,822,800	6.38	100,949,464.00
		CNOOC Ltd	15,575,000	12.18	189,703,500.00
		Franshion Properties China Ltd	3,928,000	2.51	9,859,280.00
		Hang Seng Bank Ltd	1,087,000	109.50	119,026,500.00
		Henderson Land Development Co. Ltd	2,877,000	50.60	145,576,200.00
		Hengan International Group Co. Ltd	2,413,000	51.05	123,183,650.00
		Huabao International Holdings Ltd	8,165,000	7.96	64,993,400.00
		Hutchison Whampoa Ltd	2,923,000	55.05	160,911,150.00
		Ping An Insurance Group Company of China Ltd “H”	596,500	61.30	36,565,450.00
		RREEF China Commercial Trust - REIT	8,195,000	4.09	33,517,550.00
		Sino-Ocean Land Holdings Ltd	14,821,000	6.54	96,929,340.00
Wharf Holdings Ltd	3,749,500	40.05	150,167,475.00		
小計 (米ドル換算)					2,196,109,140.20 (282,607,064.13)
インドネシア ルピア	株式	Astra International Tbk PT	2,479,500	35,300.00	87,526,350,000.00
		Bakrie & Brothers Tbk PT	296,826,000	80.00	23,746,080,000.00
		Bank Rakyat Indonesia	10,978,000	7,550.00	82,883,900,000.00

		Telekomunikasi Indonesia Tbk PT	12,482,000	8,700.00	108,593,400,000.00
小計 (米ドル換算)					302,749,730,000.00 (32,414,315.21)
インドルピー	株式	Aditya Birla Nuvo Ltd	213,554	842.75	179,972,633.50
		GVK Power & Infrastructure Limited	12,731,536	44.00	560,187,584.00
		Hindalco Industries Ltd	2,860,829	138.25	395,509,609.25
		ICICI Bank Ltd	1,091,030	826.05	901,245,331.50
		Infrastructure Development Finance Co Ltd	2,442,927	145.35	355,079,439.45
		IVRCL Infrastructures & Projects Ltd	1,147,296	317.65	364,438,574.40
		Sterlite Industries India Ltd	939,866	767.40	721,253,168.40
		Suzlon Energy Ltd	4,439,529	73.75	327,415,263.75
		Tata Power Co., Ltd	326,576	1,266.00	413,445,216.00
		Unitech Limited	5,133,258	74.80	383,967,698.40
小計 (米ドル換算)					4,602,514,518.65 (99,138,685.81)
韓国ウォン	株式	GS Holdings	109,830	37,100.00	4,074,693,000.00
		Kangwon Land Inc	604,220	15,450.00	9,335,199,000.00
		KB Financial Group Inc.	395,473	51,000.00	20,169,123,000.00
		Korea Electric Power Co	577,580	40,400.00	23,334,232,000.00
		POSCO	19,483	534,000.00	10,403,922,000.00
		S1 Corp. (Korea)	236,504	43,900.00	10,382,525,600.00
		Samsung Electronics Co., Ltd	46,406	750,000.00	34,804,500,000.00
		Samsung Fire & Marine Insurance Co., Ltd	95,088	184,000.00	17,496,192,000.00
		Shinsegae Co., Ltd	45,526	501,000.00	22,808,526,000.00
小計 (米ドル換算)					152,808,912,600.00 (132,695,566.51)
マレーシアリンギット	株式	AMMB Holdings Bhd	6,323,900	4.90	30,987,110.00
		Axiata Group Bhd	10,173,425	3.41	34,691,379.25
小計 (米ドル換算)					65,678,489.25 (19,201,584.67)
フィリピンペソ	株式	Metropolitan Bank & Trust	10,098,800	40.50	409,001,400.00
小計 (米ドル換算)					409,001,400.00 (8,845,185.01)
シンガポールドル	株式	ARA Asset Management Ltd	10,599,000	1.03	10,916,970.00
		DBS Group Holdings Ltd	1,117,000	14.18	15,839,060.00
		SembCorp Industries Ltd	5,163,000	3.56	18,380,280.00
小計 (米ドル換算)					45,136,310.00 (31,909,813.97)

タイバーツ	株式	Bangkok Bank PCL (Foreign Market)	5,020,400	108.00	542,203,200.00
小計 (米ドル換算)					542,203,200.00 (16,316,676.60)
新台湾ドル	株式	Far Eastern New Century Co	11,296,160	35.55	401,578,488.00
		HON HAI Precision Industry Co., Ltd	5,694,733	134.50	765,941,588.50
		Largan Precision Co., Ltd	453,000	414.00	187,542,000.00
		Lite-On Technology Co	2,996,000	43.00	128,828,000.00
		MediaTek, Inc.	1,143,171	518.00	592,162,578.00
		Powertech Technology Inc.	1,733,150	103.50	179,381,025.00
		Taiwan Cement Corp.	12,631,160	29.40	371,356,104.00
		Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd	8,370,808	58.40	488,855,187.20
		Wistron Corp	3,411,114	58.40	199,209,057.60
		Yuanta Financial Holding Co., Ltd	16,488,660	19.25	317,406,705.00
小計 (米ドル換算)					3,632,260,733.30 (113,285,042.53)
米ドル	株式	Shanda Games Ltd. ADR	1,415,340	8.85	12,525,759.00
		Sohu.com Inc.	292,600	47.45	13,883,870.00
小計					26,409,629.00
合計 (米ドル換算)					762,823,563.44

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者等に対する特典
該当するものではありません。
3. 譲渡制限の内容
受益権の譲渡制限は設けておりません。
4. 受益権の譲渡の方法
 - (1) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - (2) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
5. 受益証券の不発行
委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年3月30日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、シンガポールにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日、またはルクセンブルグにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は、原則として午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。
<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

3. 受益権の販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの取消しを行うこと、またはその両方を行うことができます。
5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権

にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をする時は、振替受益権をもって行うものとします。
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
ただし、一部解約の実行の請求日が、シンガポールにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日、またはルクセンブルグにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金^{*}として控除した価額（解約価額）とします。一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。
^{*} 信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資家と償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。
3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記1.による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4.により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記2.に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預

金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主な投資対象資産の評価方法 >

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当たり
に換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せ
ください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファン
ド名は「アジドリ」と略称で掲載されています。

< 照会先 >

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成19年3月30日から平成29年3月15日までとします。た
だし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたと
きは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、下記「(5) その
他 1 . 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。なお、各計算期間終了日
に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該
当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最
終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5) 【その他】

1 . 信託の終了

a . 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下
回ることとなった場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため
有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と
合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合
において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b . 委託会社は、上記 a . にかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を
公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者
に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を
交付したときは、原則として公告を行いません。

c . 上記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会
社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らない
ものとします。

d . 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口
数の二分の一を超えるときは上記 a . の信託契約の解約をしません。

e . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およ
びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかか
る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受

益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

f．上記c．からe．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

g．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

h．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2．信託約款の変更」d．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

i．受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合もしくは委託会社または受益者からの請求を受けて裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2．信託約款の変更」a．からe．までの規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2．信託約款の変更

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b．委託会社は、上記a．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c．上記b．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、

d．上記c．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a．の信託約款の変更をしません。

e．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f．委託会社は、監督官庁からの命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記a．からe．までの規定を準用します。

3．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a．委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5．運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は、6ヵ月ごと（毎年2月および8月の決算時）に有価証券報告書を3ヵ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、6ヵ月ごと（毎年2月および8月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

6．反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

7. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払われます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成21年2月17日から平成21年8月17日まで)および当特定期間(平成21年8月18日から平成22年2月15日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

P C A アジア・インカム・プラス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成21年8月17日現在)	当特定期間 (平成22年2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	242,813	231,237
コール・ローン	65,205,043	59,197,377
投資信託受益証券	1,573,094,732	1,296,795,064
投資証券	677,962,604	513,798,781
未収配当金	-	4,262,968
未収利息	89	81
流動資産合計	2,316,505,281	1,874,285,508
資産合計	2,316,505,281	1,874,285,508
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,520,700	3,893,164
未払解約金	2,276,059	643,234
未払受託者報酬	66,142	51,164
未払委託者報酬	2,645,659	2,046,494
その他未払費用	735,000	1,035,000
流動負債合計	15,243,560	7,669,056
負債合計	15,243,560	7,669,056
純資産の部		
元本等		
元本	3,173,566,780	2,595,442,833
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	872,305,059	728,826,381
（分配準備積立金）	60,601,753	42,711,973
元本等合計	2,301,261,721	1,866,616,452
純資産合計	2,301,261,721	1,866,616,452
負債純資産合計	2,316,505,281	1,874,285,508

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前特定期間 自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日	当特定期間 自 平成21年 8月18日 至 平成22年 2月15日
営業収益		
受取配当金	35,135,728	27,691,516
受取利息	14,552	12,865
有価証券売買等損益	461,251,351	29,422,390
為替差損益	10,579,448	31,425,547
その他収益	1,120,168	-
営業収益合計	508,101,247	25,701,224
営業費用		
受託者報酬	349,942	329,886
委託者報酬	13,997,575	13,195,242
その他費用	979,465	1,310,535
営業費用合計	15,326,982	14,835,663
営業利益	492,774,265	10,865,561
経常利益	492,774,265	10,865,561
当期純利益	492,774,265	10,865,561
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,317,683	1,526,429
期首剰余金又は期首欠損金()	1,399,324,223	872,305,059
剰余金増加額又は欠損金減少額	106,680,479	164,940,702
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	106,680,479	164,940,702
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,655,926	5,132,878
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,655,926	5,132,878
分配金	58,461,971	25,668,278
期末剰余金又は期末欠損金()	872,305,059	728,826,381

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p style="text-align: center;">前特定期間 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日</p>	<p style="text-align: center;">当特定期間 自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券及び投資証券につきましては、以下の通り原則として時価で評価しております。 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>	<p>2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 同左</p>
<p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。 計算期間末日の取扱い 平成21年8月15日が休業日のため、信託約款第31条より、当計算期間末日を平成21年8月17日としております。</p>	<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 同左 -</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	前特定期間 (平成21年8月17日現在)	当特定期間 (平成22年2月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,436,934,938 円	3,173,566,780 円
期中追加設定元本額	39,430,870 円	18,595,621 円
期中一部解約元本額	302,799,028 円	596,719,568 円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	3,173,566,780 口	2,595,442,833 口
3. 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第10 号に規定する額	元本の欠損 872,305,059 円	元本の欠損 728,826,381 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	当特定期間 自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成21年2月17日から平成21年3月16日までの 計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (5,119,053円)、信託約款に規定する収益調 整金(953,963円)および分配準備積立金 (89,703,032円)より、分配対象収益は 95,776,048円(1万口当たり289円)であり、う ち9,915,442円(1万口当たり30円)を分配金額 としております。</p> <p>平成21年3月17日から平成21年4月15日までの 計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (6,094,719円)、信託約款に規定する収益調 整金(1,064,603円)および分配準備積立金 (84,350,269円)より、分配対象収益は 91,509,591円(1万口当たり278円)であり、う ち9,861,222円(1万口当たり30円)を分配金額 としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成21年8月18日から平成21年9月15日までの 計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (2,625,399円)、信託約款に規定する収益調 整金(1,844,225円)および分配準備積立金 (60,152,109円)より、分配対象収益は 64,621,733円(1万口当たり204円)であり、う ち4,734,098円(1万口当たり15円)を分配金額 としております。</p> <p>平成21年9月16日から平成21年10月15日ま での計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (4,928,679円)、信託約款に規定する収益調 整金(1,794,920円)および分配準備積立金 (55,547,054円)より、分配対象収益は 62,270,653円(1万口当たり206円)であり、う ち4,517,023円(1万口当たり15円)を分配金額 としております。</p>

平成21年4月16日から平成21年5月15日までの
計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(4,910,889円)、信託約款に規定する収益調
整金(1,215,740円)および分配準備積立金
(80,209,618円)より、分配対象収益は
86,336,247円(1万口当たり263円)であり、う
ち9,831,796円(1万口当たり30円)を分配金額
としております。

平成21年5月16日から平成21年6月15日までの
計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(7,041,729円)、信託約款に規定する収益調
整金(1,348,457円)および分配準備積立金
(74,595,430円)より、分配対象収益は
82,985,616円(1万口当たり255円)であり、う
ち9,755,970円(1万口当たり30円)を分配金額
としております。

平成21年6月16日から平成21年7月15日までの
計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(4,687,117円)、信託約款に規定する収益調
整金(1,612,763円)および分配準備積立金
(70,420,945円)より、分配対象収益は
76,720,825円(1万口当たり240円)であり、う
ち9,576,841円(1万口当たり30円)を分配金額
としております。

平成21年7月16日から平成21年8月17日までの
計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(5,037,456円)、信託約款に規定する収益調
整金(1,683,333円)および分配準備積立金
(65,084,997円)より、分配対象収益は
71,805,786円(1万口当たり226円)であり、う
ち9,520,700円(1万口当たり30円)を分配金額
としております。

平成21年10月16日から平成21年11月16日まで
の計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(2,175,527円)、信託約款に規定する収益調
整金(1,750,545円)および分配準備積立金
(53,693,415円)より、分配対象収益は
57,619,487円(1万口当たり200円)であり、う
ち4,318,217円(1万口当たり15円)を分配金額
としております。

平成21年11月17日から平成21年12月15日まで
の計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(1,506,644円)、信託約款に規定する収益調
整金(1,732,808円)および分配準備積立金
(50,172,116円)より、分配対象収益は
53,411,568円(1万口当たり191円)であり、う
ち4,191,209円(1万口当たり15円)を分配金額
としております。

平成21年12月16日から平成22年1月15日まで
の計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(4,353,053円)、信託約款に規定する収益調
整金(1,692,252円)および分配準備積立金
(45,566,137円)より、分配対象収益は
51,611,442円(1万口当たり192円)であり、う
ち4,014,567円(1万口当たり15円)を分配金額
としております。

平成22年1月16日から平成22年2月15日までの
計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(1,944,774円)、信託約款に規定する収益調
整金(1,671,046円)および分配準備積立金
(44,660,363円)より、分配対象収益は
48,276,183円(1万口当たり185円)であり、う
ち3,893,164円(1万口当たり15円)を分配金額
としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前特定期間 (平成21年8月17日現在)	当特定期間 (平成22年2月15日現在)

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
投資信託 受益証券	1,573,094,732	25,842,666	1,296,795,064	38,366,717
投資証券	677,962,604	75,494,095	513,798,781	50,048,845
合計	2,251,057,336	101,336,761	1,810,593,845	88,415,562

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

前特定期間 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日	当特定期間 自 平成21年8月18日 至 平成22年2月15日
1. 取引の内容 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替変動リスクを回避する目的で利用しています。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引によるリスクは、為替変動によるものであります。また、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社が、優良であると判断した金融機関のみと取引を行っているため、限定的であるものと思料されます。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っています。また、投資リスクのモニタリングは運用部により行われ、ガイドライン遵守等のチェックは別途リーガル&コンプライアンスにより行われています。	5. 取引に係るリスクの管理体制 同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

区 分	前特定期間 (平成21年8月17日現在)	当特定期間 (平成22年2月15日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.7251円 (7,251円)	0.7192円 (7,192円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年2月15日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託 受益証券	P C Aアジア・ソブリン・ファンド (適格機関投資家専用)	1,705,187,461	1,296,795,064	
小計			1,705,187,461	1,296,795,064	
米ドル	投資証券	インターナショナル・オポチュニ ティーズ・ファンズ - アジアン・エ クイティ クラスJ	545,184.226	5,703,172.18	
小計			545,184.226	5,703,172.18 (513,798,781)	
合計		-		1,810,593,845 (513,798,781)	

有価証券明細表注記

- (注) 1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券および「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」のクラスJ投資証券を主要投資対象としております。

これらの投資信託および外国投資法人の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」は、国内籍の投資信託です。同投資信託は平成22年2月12日に監査対象期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けております。

「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」は、ルクセンブルグ籍の外国投資法人です。同外国投資法人は、平成21年12月31日に計算期間が終了いたしました。監査未了のため有価証券明細表のみを開示いたします。

「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

（1）貸借対照表

区 分	注記 番号	前特定期間 (平成21年8月11日現在)	当特定期間 (平成22年2月12日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,618,779,333	1,295,750,956
未収入金		868,190	834,318
流動資産合計		1,619,647,523	1,296,585,274
資産合計		1,619,647,523	1,296,585,274
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		5,168,533	4,262,968
未払受託者報酬		26,390	23,970
未払委託者報酬		343,050	311,598
その他未払費用		498,750	498,750
流動負債合計		6,036,723	5,097,286
負債合計		6,036,723	5,097,286
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	2,067,413,237	1,705,187,461
剰余金			
期末欠損金	3	453,802,437	413,699,473
(うち分配準備積立金)		(18,612,969)	(15,504,978)
剰余金合計		453,802,437	413,699,473
元本等合計		1,613,610,800	1,291,487,988
純資産合計		1,613,610,800	1,291,487,988
負債・純資産合計		1,619,647,523	1,296,585,274

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前特定期間	当特定期間
		自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日	自 平成21年8月12日 至 平成22年2月12日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益	2		
受取利息		54	27
有価証券売買等損益		230,111,182	16,746,344
営業収益合計		230,111,236	16,746,317
営業費用			
受託者報酬		161,352	156,169
委託者報酬		2,097,463	2,030,076
その他費用		498,750	498,750
営業費用合計		2,757,565	2,684,995
営業利益金額		227,353,671	-
営業損失金額	-	19,431,312	
経常利益金額	227,353,671	-	
経常損失金額	-	19,431,312	
当期純利益金額	227,353,671	-	
当期純損失金額	-	19,431,312	
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	-	305,481	
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	433,666	-	
期首欠損金	671,012,792	453,802,437	
欠損金減少額	37,301,351	87,531,269	
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(37,301,351)	(87,531,269)	
欠損金増加額	12,742,617	-	
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(12,742,617)	(-)	
分配金	35,135,716	27,691,512	
期末欠損金	453,802,437	413,699,473	
	1		

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

前特定期間 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日	当特定期間 自 平成21年8月12日 至 平成22年2月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 -	2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 計算期間末日の取扱い 平成22年2月11日が休業日のため、信託約款第40条より、当計算期間末日を平成22年2月12日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成21年8月11日現在)	当特定期間 (平成22年2月12日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,152,405,632 円	2,067,413,237 円
期中追加設定元本額	52,742,617 円	- 円
期中一部解約元本額	137,735,012 円	362,225,776 円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	2,067,413,237 口	1,705,187,461 口
3. 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第10号 に規定する額	元本の欠損 453,802,437 円	元本の欠損 413,699,473 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">前特定期間 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日</p>	<p style="text-align: center;">当特定期間 自 平成21年8月12日 至 平成22年2月12日</p>
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成21年2月13日から平成21年3月11日までの 計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (4,897,010円)、信託約款に規定する収益調整 金(72,206円)および分配準備積立金 (20,288,785円)より、分配対象収益は 25,258,001円(1万口当たり119円)であり、うち 5,274,582円(1万口当たり25円)を分配金額と しております。</p> <p>平成21年3月12日から平成21年4月13日までの 計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (6,768,897円)、信託約款に規定する収益調 整金(70,312円)および分配準備積立金 (19,388,853円)より、分配対象収益は 26,228,062円(1万口当たり127円)であり、う ち6,163,454円(1万口当たり30円)を分配金 額としております。</p> <p>平成21年4月14日から平成21年5月11日までの 計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (5,577,111円)、信託約款に規定する収益調 整金(70,312円)および分配準備積立金 (19,994,296円)より、分配対象収益は 25,641,719円(1万口当たり124円)であり、う ち5,136,212円(1万口当たり25円)を分配金 額としております。</p> <p>平成21年5月12日から平成21年6月11日までの 計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (5,715,536円)、信託約款に規定する収益調 整金(70,312円)および分配準備積立金 (20,435,195円)より、分配対象収益は 26,221,043円(1万口当たり127円)であり、う ち7,190,696円(1万口当たり35円)を分配金 額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成21年8月12日から平成21年9月11日までの 計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (4,964,164円)、信託約款に規定する収益調整 金(1,748円)および分配準備積立金 (18,612,969円)より、分配対象収益は 23,578,881円(1万口当たり114円)であり、うち 5,168,533円(1万口当たり25円)を分配金額と しております。</p> <p>平成21年9月12日から平成21年10月13日までの 計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (5,487,926円)、信託約款に規定する収益調 整金(1,748円)および分配準備積立金 (18,408,600円)より、分配対象収益は 23,898,274円(1万口当たり115円)であり、う ち5,168,533円(1万口当たり25円)を分配金 額としております。</p> <p>平成21年10月14日から平成21年11月11日まで の計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (4,401,871円)、信託約款に規定する収益調 整金(1,637円)および分配準備積立金 (17,528,511円)より、分配対象収益は 21,932,019円(1万口当たり113円)であり、う ち4,837,508円(1万口当たり25円)を分配金 額としております。</p> <p>平成21年11月12日から平成21年12月11日まで の計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (4,493,882円)、信託約款に規定する収益調 整金(1,592円)および分配準備積立金 (16,621,003円)より、分配対象収益は 21,116,477円(1万口当たり112円)であり、う ち3,763,169円(1万口当たり20円)を分配金 額としております。</p>

<p>平成21年6月12日から平成21年7月13日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（5,414,135円）、信託約款に規定する収益調整金（518,601円）および分配準備積立金（18,670,323円）より、分配対象収益は24,603,059円（1万口当たり118円）であり、うち6,202,239円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>平成21年7月14日から平成21年8月11日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（5,382,430円）、信託約款に規定する収益調整金（1,748円）および分配準備積立金（18,399,072円）より、分配対象収益は23,783,250円（1万口当たり115円）であり、うち5,168,533円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p>	<p>平成21年12月12日から平成22年1月12日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（4,504,369円）、信託約款に規定する収益調整金（1,519円）および分配準備積立金（16,565,415円）より、分配対象収益は21,071,303円（1万口当たり117円）であり、うち4,490,801円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p> <p>平成22年1月13日から平成22年2月12日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（4,030,070円）、信託約款に規定する収益調整金（1,442円）および分配準備積立金（15,737,876円）より、分配対象収益は19,769,388円（1万口当たり115円）であり、うち4,262,968円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p>
<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 純資産総額に応じて0.25%から0.10%相当額</p>	<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前特定期間 (平成21年8月11日現在)		当特定期間 (平成22年2月12日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	1,618,779,333	84,813,952	1,295,750,956	47,390,194
合計	1,618,779,333	84,813,952	1,295,750,956	47,390,194

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

区分	前特定期間 (平成21年8月11日現在)	当特定期間 (平成22年2月12日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.7805円 (7,805円)	0.7574円 (7,574円)

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

(4) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年2月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	P C Aアジア・ソブリン・ オープン マザーファンド	1,257,034,300	1,295,750,956	-
合計	-	1,257,034,300	1,295,750,956	-

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「PCAアジア・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	(平成21年8月11日現在)	(平成22年2月12日現在)
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	376,045,340	60,695,006
金銭信託	-	376,270
コール・ローン	264,374,255	327,159,732
国債証券	5,058,395,322	8,240,427,830
派生商品評価勘定	27,676	-
未収入金	53,782,912	-
未収利息	65,139,114	88,879,834
前払費用	5,305,937	20,549,468
流動資産合計	5,823,070,556	8,738,088,140
資産合計	5,823,070,556	8,738,088,140
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	116,000	-
未払金	81,828,423	-
未払解約金	868,190	834,318
流動負債合計	82,812,613	834,318
負債合計	82,812,613	834,318
純資産の部		
元本等		
元本	5,518,487,077	8,476,112,307
剰余金		
剰余金又は欠損金()	221,770,866	261,141,515
剰余金合計	221,770,866	261,141,515
元本等合計	5,740,257,943	8,737,253,822
純資産合計	5,740,257,943	8,737,253,822
負債・純資産合計	5,823,070,556	8,738,088,140

「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」の状況
有価証券明細表（平成22年2月12日現在）

通貨	種類	名称	株数	評価単価	評価金額
香港ドル	株式	AAC Acoustic Technologies Holdings, Inc.	11,070,000	12.20	135,054,000.00
		Bank of China Ltd “H”	48,950,000	3.81	186,499,500.00
		China Construction Bank Co “H”	9,241,000	5.96	55,076,360.00
		China Mobile (Hong Kong) Ltd	1,121,500	75.70	84,897,550.00
		China Pacific Insurance (Group) Co Ltd “H”	4,269,000	32.20	137,461,800.00
		China Petroleum & Chemical Corp. “H”	9,156,000	5.92	54,203,520.00
		China Resources Power Holdings Co Ltd	4,520,000	15.74	71,144,800.00
		China Shanshui Cement Group	22,003,000	4.34	95,493,020.00
		China Unicom (Hong Kong) Ltd	16,280,408	8.90	144,895,631.20
		China Zhongwang Holdings Ltd	15,822,800	6.38	100,949,464.00
		CNOOC Ltd	15,575,000	12.18	189,703,500.00
		Franshion Properties China Ltd	3,928,000	2.51	9,859,280.00
		Hang Seng Bank Ltd	1,087,000	109.50	119,026,500.00
		Henderson Land Development Co. Ltd	2,877,000	50.60	145,576,200.00
		Hengan International Group Co. Ltd	2,413,000	51.05	123,183,650.00
		Huabao International Holdings Ltd	8,165,000	7.96	64,993,400.00
		Hutchison Whampoa Ltd	2,923,000	55.05	160,911,150.00
		Ping An Insurance Group Company of China Ltd “H”	596,500	61.30	36,565,450.00
		RREEF China Commercial Trust - REIT	8,195,000	4.09	33,517,550.00
		Sino-Ocean Land Holdings Ltd	14,821,000	6.54	96,929,340.00
Wharf Holdings Ltd	3,749,500	40.05	150,167,475.00		
小計 （米ドル換算）					2,196,109,140.20 (282,607,064.13)
インドネシア ルピア	株式	Astra International Tbk PT	2,479,500	35,300.00	87,526,350,000.00
		Bakrie & Brothers Tbk PT	296,826,000	80.00	23,746,080,000.00
		Bank Rakyat Indonesia	10,978,000	7,550.00	82,883,900,000.00
		Telekomunikasi Indonesia Tbk PT	12,482,000	8,700.00	108,593,400,000.00
小計 （米ドル換算）					302,749,730,000.00 (32,414,315.21)
インドルピー	株式	Aditya Birla Nuvo Ltd	213,554	842.75	179,972,633.50

		GVK Power & Infrastructure Limited	12,731,536	44.00	560,187,584.00
		Hindalco Industries Ltd	2,860,829	138.25	395,509,609.25
		ICICI Bank Ltd	1,091,030	826.05	901,245,331.50
		Infrastructure Development Finance Co Ltd	2,442,927	145.35	355,079,439.45
		IVRCL Infrastructures & Projects Ltd	1,147,296	317.65	364,438,574.40
		Sterlite Industries India Ltd	939,866	767.40	721,253,168.40
		Suzlon Energy Ltd	4,439,529	73.75	327,415,263.75
		Tata Power Co., Ltd	326,576	1,266.00	413,445,216.00
		Unitech Limited	5,133,258	74.80	383,967,698.40
小計 (米ドル換算)					4,602,514,518.65 (99,138,685.81)
韓国ウォン	株式	GS Holdings	109,830	37,100.00	4,074,693,000.00
		Kangwon Land Inc	604,220	15,450.00	9,335,199,000.00
		KB Financial Group Inc.	395,473	51,000.00	20,169,123,000.00
		Korea Electric Power Co	577,580	40,400.00	23,334,232,000.00
		POSCO	19,483	534,000.00	10,403,922,000.00
		S1 Corp. (Korea)	236,504	43,900.00	10,382,525,600.00
		Samsung Electronics Co., Ltd	46,406	750,000.00	34,804,500,000.00
		Samsung Fire & Marine Insurance Co., Ltd	95,088	184,000.00	17,496,192,000.00
		Shinsegae Co., Ltd	45,526	501,000.00	22,808,526,000.00
小計 (米ドル換算)					152,808,912,600.00 (132,695,566.51)
マレーシアリンギット	株式	AMMB Holdings Bhd	6,323,900	4.90	30,987,110.00
		Axiata Group Bhd	10,173,425	3.41	34,691,379.25
小計 (米ドル換算)					65,678,489.25 (19,201,584.67)
フィリピンペソ	株式	Metropolitan Bank & Trust	10,098,800	40.50	409,001,400.00
小計 (米ドル換算)					409,001,400.00 (8,845,185.01)
シンガポールドル	株式	ARA Asset Management Ltd	10,599,000	1.03	10,916,970.00
		DBS Group Holdings Ltd	1,117,000	14.18	15,839,060.00
		SembCorp Industries Ltd	5,163,000	3.56	18,380,280.00
小計 (米ドル換算)					45,136,310.00 (31,909,813.97)
タイバーツ	株式	Bangkok Bank PCL (Foreign Market)	5,020,400	108.00	542,203,200.00
小計 (米ドル換算)					542,203,200.00 (16,316,676.60)
新台湾ドル	株式	Far Eastern New Century Co	11,296,160	35.55	401,578,488.00

		HON HAI Precision Industry Co., Ltd	5,694,733	134.50	765,941,588.50
		Largan Precision Co., Ltd	453,000	414.00	187,542,000.00
		Lite-On Technology Co	2,996,000	43.00	128,828,000.00
		MediaTek, Inc.	1,143,171	518.00	592,162,578.00
		Powertech Technology Inc.	1,733,150	103.50	179,381,025.00
		Taiwan Cement Corp.	12,631,160	29.40	371,356,104.00
		Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd	8,370,808	58.40	488,855,187.20
		Wistron Corp	3,411,114	58.40	199,209,057.60
		Yuanta Financial Holding Co., Ltd	16,488,660	19.25	317,406,705.00
小計 (米ドル換算)					3,632,260,733.30 (113,285,042.53)
米ドル	株式	Shanda Games Ltd. ADR	1,415,340	8.85	12,525,759.00
		Sohu.com Inc.	292,600	47.45	13,883,870.00
小計					26,409,629.00
合計 (米ドル換算)					762,823,563.44

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年2月26日現在)

資産総額	1,851,736,687円
負債総額	14,595,054円
純資産総額（ - ）	1,837,141,633円
発行済口数	2,568,628,221口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7152円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自平成19年3月30日 至平成19年5月15日	1,457,796,095	1,042,632	1,456,753,463
第2期	自平成19年5月16日 至平成19年6月15日	451,755,366	19,489	1,908,489,340
第3期	自平成19年6月16日 至平成19年7月17日	635,483,371	20,673,242	2,523,299,469
第4期	自平成19年7月18日 至平成19年8月15日	581,769,947	1,308,063	3,103,761,353
第5期	自平成19年8月16日 至平成19年9月18日	264,748,747	10,509,348	3,358,000,752
第6期	自平成19年9月19日 至平成19年10月15日	64,385,868	8,609,029	3,413,777,591
第7期	自平成19年10月16日 至平成19年11月15日	124,130,901	41,431,955	3,496,476,537
第8期	自平成19年11月16日 至平成19年12月17日	43,551,513	17,265,686	3,522,762,364
第9期	自平成19年12月18日 至平成20年1月15日	30,769,390	12,083,801	3,541,447,953
第10期	自平成20年1月16日 至平成20年2月15日	24,296,944	58,291,174	3,507,453,723
第11期	自平成20年2月16日 至平成20年3月17日	23,985,159	17,226,273	3,514,212,609
第12期	自平成20年3月18日 至平成20年4月15日	20,237,491	2,269,120	3,532,180,980
第13期	自平成20年4月16日 至平成20年5月15日	20,031,425	21,295,056	3,530,917,349
第14期	自平成20年5月16日 至平成20年6月16日	10,242,068	5,319,947	3,535,839,470
第15期	自平成20年6月17日 至平成20年7月15日	11,690,170	23,424,396	3,524,105,244
第16期	自平成20年7月16日 至平成20年8月15日	5,333,767	15,887,499	3,513,551,512
第17期	自平成20年8月16日 至平成20年9月16日	6,883,492	19,347,465	3,501,087,539

第18期	自 平成20年 9月17日 至 平成20年10月15日	4,993,135	38,202,681	3,467,877,993
第19期	自 平成20年10月16日 至 平成20年11月17日	5,590,840	15,768,747	3,457,700,086
第20期	自 平成20年11月18日 至 平成20年12月15日	7,308,531	17,482,530	3,447,526,087
第21期	自 平成20年12月16日 至 平成21年 1月15日	6,362,695	13,532,238	3,440,356,544
第22期	自 平成21年 1月16日 至 平成21年 2月16日	6,761,861	10,183,467	3,436,934,938
第23期	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 3月16日	5,314,405	137,101,709	3,305,147,634
第24期	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 4月15日	4,537,522	22,610,972	3,287,074,184
第25期	自 平成21年 4月16日 至 平成21年 5月15日	6,231,995	16,040,679	3,277,265,500
第26期	自 平成21年 5月16日 至 平成21年 6月15日	6,229,224	31,504,436	3,251,990,288
第27期	自 平成21年 6月16日 至 平成21年 7月15日	13,197,567	72,907,467	3,192,280,388
第28期	自 平成21年 7月16日 至 平成21年 8月17日	3,920,157	22,633,765	3,173,566,780
第29期	自 平成21年 8月18日 至 平成21年 9月15日	8,965,708	26,467,040	3,156,065,448
第30期	自 平成21年 9月16日 至 平成21年10月15日	1,994,923	146,711,527	3,011,348,844
第31期	自 平成21年10月16日 至 平成21年11月16日	1,929,539	134,466,880	2,878,811,503
第32期	自 平成21年11月17日 至 平成21年12月15日	1,935,648	86,607,789	2,794,139,362
第33期	自 平成21年12月16日 至 平成22年 1月15日	1,978,805	119,739,744	2,676,378,423
第34期	自 平成22年 1月16日 至 平成22年 2月15日	1,790,998	82,726,588	2,595,442,833

(注) 第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

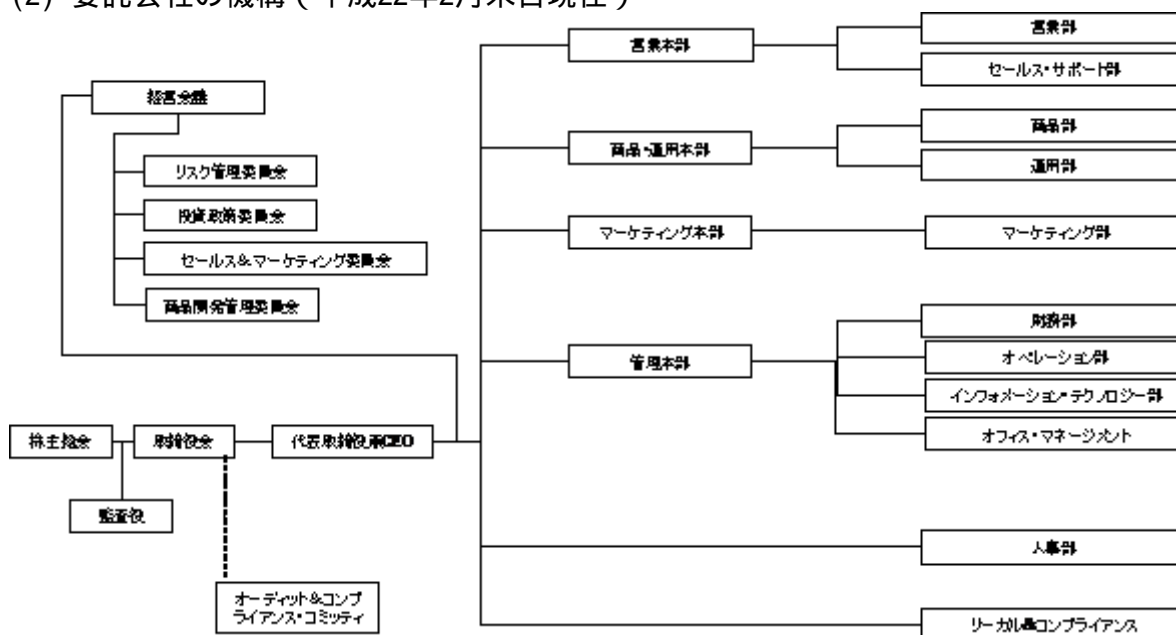
(1) 資本の額等（平成22年2月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

過去5年間における主な資本金の額の増減：

平成14年 3月15日	100百万円	増加
平成14年 9月25日	100百万円	増加
平成15年 3月11日	150百万円	増加
平成15年 3月28日	503百万円	減少
平成15年 5月30日	150百万円	増加
平成15年 9月26日	150百万円	増加
平成16年 2月17日	99.5百万円	増加
平成16年 7月 3日	150百万円	増加

(2) 委託会社の機構（平成22年2月末日現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査

役の全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資政策委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資政策委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成22年2月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
公募投資信託（追加型株式投資信託）	17	451,030 百万円
私募投資信託	7	199,573 百万円
合計	24	650,604 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等規則の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
なお、第9事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第10事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）および第10期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第9期 (平成20年3月31日)	第10期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,038,829	1,978,802
前払費用	8,100	28,544
未収委託者報酬	2,310,441	565,447
未収入金	9,626	9,278
関係会社未収入金	450	-
有価証券	-	24,996
繰延税金資産	97,132	30,174
未収消費税等	-	23,200
その他	4,220	33
流動資産合計	4,468,801	2,660,478
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	44,257	42,380
器具備品	40,646	40,044
リース資産	-	23,397
有形固定資産合計	84,903	105,823
無形固定資産	2	2
ソフトウェア	4,527	2,891
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	4,815	3,179
投資その他の資産		

投資有価証券	3	25,824	644
長期差入保証金		100,829	121,802
繰延税金資産		37,913	35,844
その他		17,800	17,800
投資その他の資産合計		182,367	176,090
固定資産合計		272,086	285,093
資産合計		4,740,887	2,945,571
負債の部			
流動負債			
未払金			
未払手数料		1,610,997	453,085
関係会社未払金		15,589	9,333
その他未払金		90,384	11,433
未払費用		12,474	48,175
未払法人税等		588,464	129,072
預り金		91,095	37,599
賞与引当金		117,131	39,553
未払消費税等		79,299	-
リース債務		-	6,983
流動負債合計		2,605,435	735,236
固定負債			
退職給付引当金		103,386	93,543
リース債務		-	16,414
固定負債合計		103,386	109,957
負債合計		2,708,821	845,193
純資産の部			
株主資本			
資本金		649,500	649,500
資本剰余金			

資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	765,789	834,214
利益剰余金合計	765,789	834,214
株主資本合計	2,032,164	2,100,589
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	98	210
評価・換算差額等合計	98	210
純資産合計	2,032,065	2,100,378
負債・純資産合計	4,740,887	2,945,571

(2) 【損益計算書】

		(単位： 千円)	
		第9期	第10期
		(自 平成19年4月1日	(自 平成
		至 平成20年3月31日)	20年4月1日
			至 平成
			21年3月31日)
営業収益			
	委託者報酬	10,664,124	7,844,562
	運用受託報酬	61,221	-
	営業収益合計	10,725,345	7,844,562
営業費用			
	支払手数料	5,111,300	3,761,959
	広告宣伝費	308,957	314,288
	受益証券発行費	70,805	-
	調査費	214,414	186,729
	委託調査費	1,487,696	1,060,350
	委託計算費	49,627	49,546
	通信費	13,348	7,356
	印刷費	91,440	-
	諸会費	3,206	7,510
	営業費用合計	7,350,797	5,387,741
一般管理費			
	役員報酬	178,292	87,455
	給料・手当	482,908	539,530
	賞与	202,005	9,202
	交際費	24,623	11,802
	旅費交通費	71,413	37,578

	租税公課	20,969	14,693
	不動産賃借料	125,365	110,796
	退職給付費用	42,898	33,697
	固定資産減価償却費	15,399	19,514
	採用費	-	21,234
	専門家報酬	-	16,966
	業務委託費	93,530	24,977
	諸経費	135,717	35,965
	一般管理費合計	1,393,125	963,415
営業利益		1,981,422	1,493,405
営業外収益			
	受取利息	1,693	1,790
	受取配当金	433	825
	為替差益	68,992	-
	雑収入	6,723	2,659
	営業外収益合計	77,843	5,274
営業外費用			
	為替差損	-	30,910
	雑損失	6,444	-
	営業外費用合計	6,444	30,910
経常利益		2,052,821	1,467,770
特別損失			
	固定資産除却損	82	233
	特別損失合計	82	233
税引前当期純利益		2,052,738	1,467,537
法人税、住民税及び事業税		980,749	580,007
法人税等調整額		12,089	69,104
法人税等合計		968,659	649,112
当期純利益		1,084,079	818,424

(3) 【株主資本等変動計算書】

		(単位：千円)	
		第9期	第10期
		(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
	前期末残高	649,500	649,500
	当期末残高	649,500	649,500
資本剰余金			
	前期末残高	616,875	616,875
	当期末残高	616,875	616,875
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
	前期末残高	981,710	765,789
	当期変動額		
	剰余金の配当	1,300,000	750,000
	当期純利益	1,084,079	818,424
	当期変動額合計	215,920	68,424
	当期末残高	765,789	834,214
株主資本合計			
	前期末残高	2,248,085	2,032,164
	当期変動額		
	剰余金の配当	1,300,000	750,000
	当期純利益	1,084,079	818,424
	当期変動額合計	215,920	68,424

当期末残高	2,032,164	2,100,589
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	98
当期変動額		
株主資本以外の項目の期中の変動額 (純額)	98	111
当期変動額合計	98	111
当期末残高	98	210
純資産合計		
前期末残高	2,248,085	2,032,065
当期変動額		
剰余金の配当	1,300,000	750,000
当期純利益	1,084,079	818,424
株主資本以外の項目の期中の変動額 (純額)	98	111
当期変動額合計	216,019	68,313
当期末残高	2,032,065	2,100,378

重要な会計方針

期 別	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第10期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
項 目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的債券 償却原価法(定額法)を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 満期保有目的債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年 (会計方針の変更)</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>

法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定額法」によっております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、当該処理の変更が下期に行われたため、中間・年度の首尾一貫性が保持されていません。これはシステム対応作業が当下期に完了したことによるものです。従って、当中間会計期間は従来の方法により減価償却費を計上しておりますが、当中間会計期間において当事業年度と同一の方法で処理した場合の中間財務諸表における影響は軽微であります。

（追加情報）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

	<p>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当期の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 (2) 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>

4. リ - ス取引の処理方法	リ - ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ - ス取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

<p style="text-align: center;">第9期</p> <p style="text-align: center;">自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第10期</p> <p style="text-align: center;">自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日</p>
<hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/>	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末における未経過リース料期末残高相当額(支払利子込み法により算定)を取得原価とし、期首に取得したもものとしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第10期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
<p>金融商品取引法の施行（平成19年9月30日）及び投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）の改正（平成19年12月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」は、281,884千円であります。</p> <p>なお、当該変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方 法によっております。</p>	

（損益計算書）

1.前事業年度までは、目論見書及び運用報告書の発行費用を「受益証券発行費」、営業用資料の発行費用を「印刷費」として表示していましたが、当事業年度より「広告宣伝費」に合算して計上しております。なお、当事業年度の「広告宣伝費」に含まれている目論見書及び運用報告書の発行費用は49,730千円、営業用資料の発行費用は58,167千円です。

	<p>2.前事業年度までは一括表示しておりました「業務委託費」を、当事業年度より「業務委託費」「採用費」「専門家報酬」に区分して表示しております。なお、当該区分による前事業年度における金額は、「業務委託費」は21,080千円、「採用費」は50,993千円、「専門家報酬」は21,457千円であります。</p>
--	--

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

第9期 (平成20年3月31日現在)	第10期 (平成21年3月31日現在)														
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建 物</td> <td style="text-align: right;">11,246千円</td> </tr> <tr> <td>器 具 備 品</td> <td style="text-align: right;">48,112千円</td> </tr> </table> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">57,607千円</td> </tr> </table> <p>3 投資有価証券のうち24,991千円を、営業保証金として関東財務局へ差し入れております。</p>	建 物	11,246千円	器 具 備 品	48,112千円	ソフトウェア	57,607千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建 物</td> <td style="text-align: right;">14,509千円</td> </tr> <tr> <td>器 具 備 品</td> <td style="text-align: right;">53,216千円</td> </tr> <tr> <td>リ ー ス 資 産</td> <td style="text-align: right;">5,510千円</td> </tr> </table> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">60,223千円</td> </tr> </table> <p>3 _____</p>	建 物	14,509千円	器 具 備 品	53,216千円	リ ー ス 資 産	5,510千円	ソフトウェア	60,223千円
建 物	11,246千円														
器 具 備 品	48,112千円														
ソフトウェア	57,607千円														
建 物	14,509千円														
器 具 備 品	53,216千円														
リ ー ス 資 産	5,510千円														
ソフトウェア	60,223千円														

(株主資本等変動計算書関係)

第9期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月13日 臨時株主総会	普通株式	1,300	利益剰余金	56,375	平成19年9月30日	平成19年12月14日

第10期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年12月11日 臨時株主総会	普通株式	750	利益剰余金	32,523	平成20年3月31日	平成20年12月12日

(リース取引関係)

第9期				第10期			
自 平成19年4月 1日				自 平成20年4月 1日			
至 平成20年3月31日				至 平成21年3月31日			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. ファイナンスリース取引 所有権移転外ファイナンスリース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、コピー機(器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)				
車両	8,446	3,519	4,927				
器具備品	19,007	4,740	14,266				
合計	27,454	8,260	19,193				
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。							
(2) 未経過リース料期末残高相当額 未経過リース料期末残高相当額 1年内 6,199千円							

1年超	12,994千円
合計	19,193千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	6,333千円
減価償却費相当額	6,333千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	108,083千円
1年超	9,006千円
合計	117,090千円

(有価証券関係)

第9期(平成20年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	24,991	25,457	465
合計		24,991	25,457	465

2. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
国債	-	24,991	-	-
合計	-	24,991	-	-

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	1,000	833	166

合計	1,000	833	166
----	-------	-----	-----

第10期(平成21年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	24,996	25,035	38
合計		24,996	25,035	38

2. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
国債	24,996	-	-	-
合計	24,996	-	-	-

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	1,000	644	356
合計		1,000	644	356

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第10期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
<p>1. 採用している退職金制度の概要</p> <p>退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>1. 採用している退職金制度の概要</p> <p>同左</p>
<p>2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">退職給付債務及び退職給付引当金 103,386千円</p>	<p>2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">退職給付債務及び退職給付引当金 93,543千円</p>
<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)</p> <p style="text-align: right;">退職給付費用 42,898千円</p>	<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)</p> <p style="text-align: right;">退職給付費用 33,697千円</p>

[次へ](#)

（税効果会計関係）

（単位：千円）

第9期 (平成20年3月31日)		第10期 (平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
賞与引当金損金算入限度超過額	47,672	賞与引当金損金算入限度超過額	16,094
退職給付引当金損金算入限度超過額	37,655	退職給付引当金損金算入限度超過額	34,746
未払費用否認額	4,978	未払費用否認額	4,610
未払事業税	44,432	未払事業税	9,469
その他有価証券評価差額金	67	その他有価証券評価差額金	144
その他	239	その他	953
繰延税金資産合計	<u>135,046</u>	繰延税金資産合計	<u>66,018</u>
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%

(調整)		(調整)	
住民税均等割	0.09%	住民税均等割	0.06%
交際費等永久差 異	6.01%	交際費等永久差 異	2.36%
その他	0.40%	その他	1.03%
税効果会計適用後の法人税の負担率	<u>47.19%</u>	税効果会計適用後の法人税の負担率	<u>44.15%</u>

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第9期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業 (注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査費 の支払 (注1,2)	1,015,566	未払 手数料	221,287
親会社の子会社	M&Gインベスト メント・マ ネジメント ・リミテッド	英国 ロンドン市	26.2百万 英ポンド	投資運 用業 (注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査費 の支払 (注1,2)	20,839	未払 手数料	3,201
親会社の子会社	ピーシーエー 生命保険株式 会社	東京都 港区	410 億円	生命保 険業	なし	なし	投資運用 契約 (注1)	運用受託報 酬の受領 (注1,2)	61,221	-	-
親会社の子会社	ブルーデン シャル・ア セット・マネ ジメント(シ ンガポール)リ ミテッド	シンガ ポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資運 用業 (注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査費 の支払 (注1,2)	184,546	未払 手数料	92,847
親会社の子会社	ブルーデンシャ ル・ファンド・ マネジメン ト・サービ ス・プライ ベート・リミ テッド	シンガ ポール	10百万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	なし	システム 情報関係 契約	情報関連費 の支払	60,794	関係会 社未払 金	15,589

親会社 の子会 社	ブルーデンシャ ル・アセット・ マネジメント (ホンコン)リ ミテッド	香港	5百万 香港ドル	投資運 用業 (注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査費 の支払 (注1,2)	262,059	未払 手数料	6,565
-----------------	---	----	-------------	-------------------	----	----	---------------------	------------------------	---------	-----------	-------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 金融商品取引法の施行に伴い表示を変更しております。

(注2) 運用受託報酬、委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。

第10期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準適用指針（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）」を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任 なし	委託調査費 の支払(注)	734,386	未払 手数料	139,228
同一の親会社をもつ会社	M&Gインベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 ロンドン市	9.4百万 英ポンド	投資運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任 なし	委託調査費 の支払(注)	17,206	未払 手数料	2,468
同一の親会社をもつ会社	ブルーデン シャル・アセット・マネジメント（シンガポール） リミテッド	シンガ ポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任 なし	委託調査費 の支払(注)	306,239	未払 手数料	21,792

同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッド	シンガポール	10百万シンガポールドル	その他サービス業	なし	システム情報関係契約 役員の兼任 なし	情報関連費の支払	36,616	関係会社未払金	9,334
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド	香港	5百万香港ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任 なし	委託調査費の支払(注)	669	未払手数料	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。

2. 親会社に関する注記

ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド(非上場)

(1株当たり情報)

第9期		第10期	
自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産額	88,120円79銭	1株当たり純資産額	91,083円19銭
1株当たり当期純利益	47,011円23銭	1株当たり当期純利益	35,491円10銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	第9期	第10期
	自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
当期純利益（千円）	1,084,079	818,424
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（千円）	1,084,079	818,424
普通株式の期中平均株式数（株）	23,060	23,060

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次△](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	住友信託銀行株式会社
資 本 金 の 額	342,037百万円（平成21年9月末日現在）
事 業 の 内 容	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資 本 金 の 額	51,000百万円（平成21年9月末日現在）
事 業 の 内 容	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月末日現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 ^{*1}	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,477百万円	
株式会社池田泉州銀行	39,600百万円 ^{*2}	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
楽天銀行株式会社	23,485百万円	

* 1 平成21年10月1日現在

* 2 平成22年5月1日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称および本店の所在地ならびに販売会社の名称を記載し、当ファンドのロゴ・マーク、図案、愛称等を記載することがあります。また、目論見書の表紙に委託会社の名称等、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。
2. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、また、投資者の理解を助けるため情報の一部をグラフ・表などで表示し、「ファンドの概要」として目論見書の冒頭に記載することがあります。
3. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「投資信託の仕組み」および「投資信託の特徴」について記載することがあります。
4. 届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」等の情報について、表などの表示に加えてグラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
5. 目論見書に約款を添付することがあります。
6. 目論見書に用語集を掲載することがあります。
7. 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
8. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
 - ・ 金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（交付目論見書）の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」という名称を使用することがあります。また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（請求目論見書）の別称として「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
 - ・ 目論見書（請求目論見書）の表紙あるいは裏表紙に金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。

中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,768,888
前払費用		19,824
未収委託者報酬		1,397,646
未収入金		9,308
有価証券		24,998
繰延税金資産		92,361
その他		34
流動資産計		3,313,062
固定資産		
有形固定資産		
建物		40,710
器具備品		35,346
リース資産		20,785
有形固定資産合計	1	96,843
無形固定資産		
ソフトウェア		1,787
電話加入権		288
無形固定資産合計	2	2,075
投資その他の資産		
投資有価証券		747
長期差入保証金		124,212
繰延税金資産		42,085
その他		17,800
投資その他の資産合計		184,844
固定資産計		283,763
資産合計		3,596,825

(単位:千円)

当中間会計期間末
(平成21年9月30日)

負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		975,630
関係会社未払金		24,110
その他未払金		11,025
未払費用		45,335
未払法人税等		305,841
預り金		51
賞与引当金		144,356
リース債務		5,852
未払消費税等	3	19,949
流動負債計		1,532,155
固定負債		
退職給付引当金		103,176
リース債務		14,994
固定負債計		118,170
負債合計		1,650,326
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		680,273
利益剰余金計		680,273
株主資本計		1,946,648
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		149
評価・換算差額等合計		149
純資産合計		1,946,499
負債・純資産合計		3,596,825

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 平成21年 4 月 1 日
 至 平成21年 9 月 30 日)

営業収益		
委託者報酬		3,429,340
営業収益計		3,429,340
営業費用		2,294,155
一般管理費	1	582,267
営業利益		552,917
営業外収益		
受取利息		144
受取配当金		527
為替差益		8,354
営業外収益計		9,026
営業外費用		
雑損失		2,785
営業外費用計		2,785
経常利益		559,159
特別損失		
固定資産除却損		1,309
特別損失計		1,309
税引前中間純利益		557,849
法人税、住民税及び事業税		280,261
法人税等調整額		68,470
法人税等合計		211,790
中間純利益		346,059

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 平成21年 4 月 1 日
 至 平成21年 9 月 30 日)

株主資本		
資本金		
前期末残高		649,500
当中間期末残高		649,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		616,875
当中間期末残高		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		834,214
当中間期変動額		
剰余金の配当		500,000
中間純利益		346,059
当中間期変動額合計		153,940
当中間期末残高		680,273
株主資本合計		
前期末残高		2,100,589
当中間期変動額		
剰余金の配当		500,000
中間純利益		346,059
当中間期変動額合計		153,940
当中間期末残高		1,946,648
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		210
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）		61
当中間期変動額合計		61
当中間期末残高		149
純資産合計		
前期末残高		2,100,378
当中間期変動額		
剰余金の配当		500,000
中間純利益		346,059
株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）		61
当中間期変動額合計		153,879
当中間期末残高		1,946,499

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期別 項目	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当中間期の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程に基づく当中間期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物 16,179千円 器具備品 44,901千円 リース資産 9,442千円
2	無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 29,559千円
3	消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）	
1	減価償却実施額 有形固定資産 8,990千円 無形固定資産 1,104千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	23,060	-	-	23,060

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	500	21,682	平成21年3月31日	平成21年6月24日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

1．ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機（器具備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	63,048千円
合計	63,048千円

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

1. 時価のある有価証券

(単位:千円)

区 分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 満期保有目的の債券 国債・地方債等	24,998	25,017	18
計	24,998	25,017	18
区 分	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
(2) その他有価証券 その他	1,000	747	252
計	1,000	747	252

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	84,410円19銭
1株当たり中間純利益金額	15,006円91銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
中間純利益	346,059千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	346,059千円
期中平均株式数	23,060株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月15日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 英 公一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPCAアジア・インカム・プラスの平成21年2月17日から平成21年8月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PCAアジア・インカム・プラスの平成21年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

() 2 . 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年4月9日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPCAアジア・インカム・プラスの平成21年8月18日から平成22年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PCAアジア・インカム・プラスの平成22年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- () 2 . 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
公 認 会 計 士 平 栗 郁 郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[中間監査報告書](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平栗 郁郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。